

どんな働き方でも均等待遇を！ 同一価値労働に同一賃金を！ 間接性差別禁止を法律に！  
均等法を男女雇用平等法に！ 有期雇用にも均等待遇を！

# 均等待遇アクション21ニュース



No.49 (2015年5月25日号) 発行 均等待遇アクション21事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-2 東眞ビル3階

TEL&FAX 03-5689-2320 E-mail:kintou21@siren.ocn.ne.jp

URL <http://www15.ocn.ne.jp/~kintou21/>

郵便振替 00130-7-647497 均等待遇アクション21

## 労働者派遣法「改正」法案 審議入り、狙いは「生涯派遣」？

労働者派遣法「改正」法案、労働基準法の一部改正法案が相次いで国会に上程されています。派遣の専門26業務を廃止し、全面自由化を狙うこの法案は、「派遣労働は臨時的・一時的」なものという原則を崩し、雇用を一層不安定にする「生涯派遣」を生み出します。労基法の「改正」は、「労働時間でなく成果で評価する」として残業代をゼロにするなど8時間労働制を否定するもの。世界でも名高い日本の長時間労働をますます助長し、労働者の生活時間と健康を奪うものです。

また、昨年衆院解散で廃案となった「女性活躍推進法案」が5月22日、衆院本会議で審議入りしました。国や自治体、従業員301人以上の企業に、女性が活躍できる環境を作るために数値目標を持たせるものです。女性の雇用保障や生活時間の確保と合わせて取り組むべき課題です。

## 日赤派遣労働者解雇事件和解 原告廣瀬さんの9年間のたたかい

日赤血液センターで9年間、派遣労働者として働いてきた廣瀬明美さんは、違法派遣と一方的で不当な雇い止めに対し、東京地裁から高裁へとたたかい続けてきましたが、3月26日和解が成立しました。派遣制度の「搾取の構造」を身をもって体験した一方、廣瀬さんのたたかいは職場の雇用環境改善に確かな足跡を残しました。その経過と成果について報告があります。

## 東和工業コース別男女差別事件 不十分判決のため控訴！

「コース別」という名の「男女別雇用管理」。男女差別の是正を求めて提訴した本間啓子さんに対し、3月26日金沢地裁は、労働基準法4条違反を認める判決を言い渡しました（既報）。本間さんは、これを勝利判決と認めながらも、裁判所が職能給部分について損害を認めなかつたこと、消滅時効の適用によってコース導入後の10年間のうち7年分の差別を認めなかつたことを理由に、控訴しました。「賃金差別裁判の多くの先輩原告たちが、消滅時効で苦渋をなめさせられてきた。」その点を突破したい、と控訴審への意気込みを綴ってくれました。さらなるご支援を！

## 介護調査結果「報告書」ができました。6月20日(土)、報告集会も

「介護休業・介護離職に関するインタビュー調査」（女性の仕事と介護に関する調査）は、昨年4月から1年間にわたり、北海道から沖縄まで全国125人のインタビューを行い、このほど報告書「介護は『女の仕事』？一聞いてください！生の声」をまとめました。そのうち70人のケースを取り上げ、介護体験とその困難さや問題提起を具体的に紹介しました。厚労省は、育児介護休業法の改正を見すえて研究会を立ち上げ、夏以降、労働政策審議会で議論を開始します。介護の実態を知り、仕事を続けながら介護に携わるためにどのような制度改革が必要か、議論を進めるためにこの報告書をぜひ活用してください。頒価：1冊800円。詳細は同封のチラシをご覧ください。

\*

6月20日(土)18:00～20:00、東京都文京区・シビックセンターにて、報告集会を開催します。調査取組みの報告に加え、インタビューに応えて下さった方々からの報告、政策提言、意見交換を行います。お誘い合わせてご参加ください（詳細・チラシ参照）。

2014年度会計報告と2015年度予算案を掲載しました。今年度賛同金のお振込みをよろしくお願いします（振込用紙を同封しました）。

パート・派遣・非常勤でも生活できる賃金を！ 働き方による差別をなくそう！

～間接差別をなくし、同一価値労働同一賃金を実現する～

「均等待遇アクション21」賛同者一覧（2008年4月～）

【呼びかけ人】

相原久美子 浅倉むつ子 伊田広行 大沢真理 大野町子 大脇雅子 木下武男 木村愛子 熊沢誠 小池晃  
小宮山洋子 柴山恵美子 正路怜子 菅沼友子 竹中恵美子 津和慶子 寺沢勝子 中野麻美 林弘子 林陽子  
福島みづほ 藤田一枝 船橋邦子 古田典子 松本惟子 円より子 三山雅子 森ます美 山本博 吉川春子 脇田滋

【賛同者】

合場敬子 相澤美智子 青木艶子 赤石千衣子 赤羽佳世子 赤松良子 秋元恵子 秋山淳子 浅井真由美  
朝倉泰子 浅野美恵子 荒井利津子 安周永 飯田治子 飯塚雅子 井加田まり 五十嵐美那子 池田資子  
池田芳江 石田絹子 石田好江 居城舜子 石川久枝 石橋慶子 石原豊子 石田久仁子 伊豆田アキ 伊田  
久美子 市川若子 伊藤セツ 伊藤みどり 稲場みち子 稲元周子 稲垣眸 稲邑恭子 井上美代 井上睦子  
井上好子 今井けい 今福庸夫 岩井久江 上田佐紀子 植野妙実子 宇賀神慶子 宇仁宏幸 内海和子 梅  
沢栄子 梅山美智子 浦川悦子 江藤智佐子 江野本啓子 江森民夫 遠藤恵子 遠藤公嗣 大国和江 大竹  
美登利 大貫遵子 大本徹 大山七穂 緒方玉江 小城智子 奥山たえ子 奥山えみ子 奥田公恵 奥田祐子  
尾沢邦子 小沢明美 尾崎公子 小田みどり 尾辻喜代子 小野寺さよ子 折原和代 折原由紀子 飼手和子  
片岡千鶴子 片岡陽子 加藤順子 加藤伊都子 加藤登紀子 門林洋子 角山優子 金子哲夫 鎌倉淑子 上  
村勝行 亀永能布子 亀田篤子 鴨田哲郎 河上婦志子 川橋幸子 川名はつ子 漢人明子 木越陽子 木住  
野理栄 北岡孝義 貴田月美 北口明代 木村涼子 木元美代子 櫛渕万里 楠井道雄 工藤仁美  
國本淳子 久野澄子 久場嬉子 熊崎清子 久米弘子 倉知博 黒岩容子 桑原輝子 玄湯絢子 郡和子 越  
堂静子 伍賀偕子 小島妙子 小島八重子 後藤安子 五島昌子 小林佳子 小林ひろ子 小林真千子 小松  
満貴子 小松加代子 小柳優子 古山啓子 近藤正代 近藤美恵子 今野久子 斎藤繁子 斎藤正美 酒井和  
子 酒井興子 逆井征子 坂本敦子 阪本美知子 佐崎和子 佐藤敦子 佐藤由紀子 佐藤公子 澤田幸子  
塩原節子 志賀寛子 宮倉良枝 設楽ヨシ子 志田なや子 芝崎麻紀子 島田美恵子 嶋川まき子 清水計枝  
清水直子 清水恵 白木憲一郎 神惇子 陣内絹恵 末永節子 杉村和美 杉井静子 杉澤昌代 鈴木京子  
清山玲 関優美 濑野喜代 高島順子 高島道枝 高木睦子 高橋高子 高橋広子 高橋弘子 高橋みよ子  
高橋洋子 高山紀世美 高田洋子 高村裕子 高須裕彦 滝沢香 滝秀樹 武井多佳子 竹内絢 竹内勝子  
竹内三輪 竹信三恵子 但馬けい子 田代瑞恵 立花英人 龍田美智恵 建部玲子 立間節子 田代早苗 谷  
恵子 谷博之 田沼祥子 田沼久男 田中喬子 田中誠治 田中玉枝 田中環 辻新一 堤典子 綱島文江  
椿茂雄 露木肇子 道免明美 戸枝晶子 遠野はるひ 当麻よし子 戸川美穂子 徳茂万知子 戸塚秀夫 富  
永誠治 富田修司 内藤篤男 内藤忍 中村史子 仲谷良子 中村和雄 中村ひろ子 中谷紀子 永井初子  
永井よし子 長嶋信也 長坂寿久 名田明子 夏木ふみ 鍋島初美 賢川由美子 二木洋子 西島博 西田英  
俊 西浜榎和 西谷敏 仁田裕子 丹羽雅代 根本ますみ 野畠眞理子 野村生代 橋本ヒロ子 長谷川伸子  
畠中邦子 服部雅美 馬場裕子 花崎摂 花沢真美 浜田小夜子 早房長治 葉山洋子 林誠子 林瑞枝 原  
澤那美子 坂喜代子 肥田和子 日向繁子 平川景子 平川弘子 広木道子 福原宇子 福地絵子 藤井俊道  
藤浦由美 藤枝泉 藤沢真砂子 布施由女 舟山三千子 古田睦美 古守恵子 古谷悦子 朴木佳緒留 細井  
れい子 細谷久美子 堀江和子 堀内光子 堀口悦子 本間啓子 本間伸子 本田次男 本間節子 本間重子  
真壁清子 牧田真由美 松井京子 松野菊美 松崎歌子 松村文人 三浦まり 三島春子 三嶋蓉子 宮地光  
子 宮成友恵 村上克子 村松安子 村藤美枝子 村山真己 望月すみ江 本尾良 本山央子 守美子 森  
容子 森本孝子 森田園子 森田千恵 森谷久子 屋嘉比ふみ子 柳沼千枝 矢澤澄子 矢澤江美子 矢島床  
子 社晶子 矢谷康子 山崎久民 山崎摩耶 山下慶子 山下はるみ 山口雪子 山藤将之 山田久爾枝 山  
本幸子 山崎眞由美 山崎耕一郎 山口わか子 柚木康子 養父知美 横山基子 吉田隆 吉田啓子 四谷信  
子 和気文子 脇本ちよみ 渡辺照子 渡辺泰子 渡辺聰 和田肇 和田成枝 匿名2名

【賛同団体】

アミカス嘱託職員ユニオン おんな労働組合(関西) 大阪府高等学校教職員組合女性部 神奈川シティユニオン 均等待遇アクション21 京都 国労婦人部 自治労中央本部女性部 自治労横浜連労組協議会 昭和シェル労組 女性ユニオン東京 すみだユニオン せんしゅうユニオン 全国労働組合連絡協議会 全労協女性委員会 全統一労働組合 全労連女性部 大鵬薬品工業労働組合 男女差別賃金をなくす連絡会 都議会生活者ネットワーク・みらい なかまユニオン 那覇市職労那覇市臨時非常勤職員労働組合 新潟県教職員組合女性部 にいがた女性会議女性の労働部会 日本教職員組合女性部 日本労働組合総連合会男女平等局 練馬区立図書館専門員労働組合 働く女性の人権センターいこる ふえみん婦人民主クラブ 民主党政策調査会 郵政産業労働者ユニオン 連合秋田大館地域協議会 連合大阪 労働組合なにわユニオン ワーキング・ウィメンズ・ヴォイス I女性会議 I女性会議大阪 I女性会議東京都本部 (2015.5.25現在)

## 均等待遇アクション21会計報告・予算

2014年度の収入では、賛同金の予算80万円を達成できませんでしたが、カンパは、予算の5万円を上回りました。きんとう基金から事業助成金として30万円入金し、事業の不足分として20万円を借り入れました。

支出では、ニュースを年4回発行しました。「介護に関するインタビュー調査」は年度内に終了することができなかったので、仮払いとして35万円支出ししました。

2015年度は、予算に介護インタビュー報告書等の売上として40万円を計上しました。支出として、報告書印刷費50万円、借入金返済20万円を計上しました。

今回のニュースに振込み用紙を同封致しましたので、賛同金の振込をどうぞよろしくお願ひ致します。(すでに2015年度の賛同費をお支払い頂いた方には重複してしまい申し訳ありません)

☆ 賛同費は一口2000円です。団体は二口以上お願ひします。

### 2014年度会計報告（2014年4月～2015年3月）

2015.3.31現在

#### 【収 入】

賛同金	713,000
(239人・21団体)	
カンパ	76,500
かるた等売上	4,000
雑収入(集会参加費等)	30,607
事業助成金	300,000
借入金	200,000
前期繰越金	161,035

計 1,485,142円

#### 【支 出】

ニュース郵送費	166,428
印刷＆コピー費	52,470
通信費	81,931
郵送費	1,668
事務用品費	29,349
講師謝礼＆翻訳料	45,000
共同行動費	3,000
ウィルスバスター	15,450
事務所家賃(1年分)	360,000
介護PTに仮払い	350,000
計	1,105,296円
残高	379,846円

### 2015年度予算（2015年4月～2016年3月）

#### 【収 入】

賛同金	800,000
カンパ	50,000
冊子等売上	400,000
雑収入	30,000
前期繰越金	379,846

計

1,659,846円

#### 【支 出】

ニュース郵送費	200,000
印刷・コピー費	100,000
通信費	84,000
郵送費	10,000
事務用品費	50,000
WEB更新料	50,000
謝礼(講師など)	50,000
共同行動費	20,000
事務所家賃(1年分)	360,000
介護PT印刷費等	500,000
借入金返済	200,000
雑費	35,846
計	1,659,846円

# 雇用・生活破壊につながる労働法制改悪を許さない！

## 常用代替を認めるのか！ 労働者派遣法「改正」法案国会審議

5月12日、労働者派遣法「改正」法案が国会審議に入り、労働組合、労働者団体、派遣労働者、労働弁護団、日弁連などが共同して連日反対行動に取り組んでいる。

法制定当初、労働者派遣は専門26業務に限定されていたが、翌年26業務になり、1999年には建設など5業務を除き「原則自由」になった。2003年には製造業も解禁になった。ただし、「派遣労働は臨時的・一時的」の原則は維持され、専門26業務以外は最長3年しか認めていない。民主党政権時の2012年、専門26業務の派遣労働者が専門以外の業務をさせられるなど、違法派遣があれば直接雇用とするという「みなし制度」が創設されたが、その施行日は今年10月1日。その前に専門26業務を廃止し、派遣労働を全面自由化しようというのが今回の「改正」案である。この案が通れば、「派遣労働は臨時的・一時的」であるという常用代替防止の原則はなくなり、労働者にとっては「生涯派遣」を余儀なくされることになる。つまり、企業は同一業務に恒常に派遣を導入でき（労組からの意見聴取が必要）、派遣労働者は3年で打ち切りとなる。課が違えば同一事業所でさらに3年間継続して働くが、派遣労働者としての地位は変わらない。

**審議中の「改正」案**—専門26業務を廃止し、受け入れ期間は一律3年とする。ただ、3年を超えた場合でも労働者を入れ替えれば、その業務での派遣受け入れは可能であり、先の労働者も、同一事業所内でも課が違えばもう3年働くことができる。派遣会社に対しては、教育訓練を義務付け、3年を超えた労働者の直接雇用を派遣先に依頼するよう、また新たな雇用先を紹介するように求めている。派遣会社の届け出制は認めず、全部許可制にする。

## 安倍政権の働き方改革の本命—「8時間労働制」の否定

4月3日「労働基準法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、今国会に上程された。「労働者の健康確保に向けた一層の取り組みが求められるとともに、次世代育成支援や女性の活躍推進等の観点からも、長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和のとれた働き方を広げていくことが喫緊の課題になっている」と位置づけ、「働き過ぎ防止のための法制度の整備等」を行うとうたわれている。「労働者が時間管理できる」かのような幻想を振りまいているが、その中身をみると、「8時間労働制」を否定し、生活時間を奪うものでしかない。

なかでも、「高度プロフェッショナル制度」（いわゆるホワイトカラー・エグゼンプション）は、「成果を上げればいいので、時間の使い方は自由」とされるが、成果を上げるまで帰れないということであり、時間外・休日・休暇の割増賃金は適用除外とされ、労働時間保護を外したにすぎない。「定額働かせ放題」である。「平均年収の3倍を相当程度上回ること」が条件とされているが、省令でいう1075万円は非正規もふくむ労働者の平均年収が基準であるうえに、経営側は年収400万円をちらつかせており、基準の引き下げが危惧される。

さらに、フレックスタイム制の清算期間を1か月から3か月に延ばす、裁量労働制については裁量の範囲の小さい業務にも適用するなどの見直し（改悪）を提案している。

こうした労働時間規制を緩和する代替措置として「健康管理時間」を提案しているが、これもまた、人としての生活時間、特に子どもの生理時間を無視しており、親である労働者は家庭責任を負うことができなくなるのは目に見えている。

男女の仕事と生活の両立を図るためにも、労働時間の上限を規制し、終業から始業までのインターバル制度を新設するなど、長時間労働をなくすことこそ求められている。（文責：中村）



# 日本赤十字社争議、30代9年間のたたかい解決報告！

元原告 廣瀬 明美

本年3月、和解成立したことを報告します。就労中から9年、不当な失業から5年半と30代の9年間を係争して来た日赤争議が事件終結しました！ご支援受け賜りましたこと本当に心より感謝申し上げます。

## ■日赤との使用従属関係と雇い止めの経緯

私は、2006年から日本赤十字社の血液センター（以下日赤）で働いて来ました。形式上は（株）スタッフサービス（以下SS）の派遣労働者でした。日赤との採用面接の後に届いた契約書は「政令5号OA機器操作」。これは現行法では期間の上限規制がない専門業務派遣となっています。不当な失業まで、派遣先元へ雇用形態の説明を求めて一切得られず。しかし、実態は就労当初から日赤の正社員と同一業務を指揮命令され、日々日赤で正社員とともに研修とテストを受けながら血液事業の基幹業務に従事。また正社員と一緒に就業規則の研修を受け、日赤の服務規定が書かれた書面は1人ずつ配布され、過去3年の収益から「人件費カットのために残業をしない」内容まで研修を受けています。私は日赤の使用従属関係にありました。面接の際から違和感を抱き、就労開始してまもなく派遣契約内容と実際の業務がかけ離れている違法に気づきました。そして自ら日赤とSSとの間で、違法を解消するために丁寧に話し合いを持つなど努力してきましたが、根本の派遣法違反は是正されませんでした。

07年12月、私は解決のために自ら派遣法を勉強して日赤へ直接雇用の申出をし、日赤も08年3月3日に直接雇用を承諾しました。同時に日赤から部長室で、献血バス勤務から国内最大級の献血ルームへ選抜され配転されました。ここでも仕事は、正社員と同等か正社員以上の血液センターの業務全般でした。その実態はまさに「労働者供給」に当たります。09年2月、東京労働局は人材派遣会社最大手のSSへ「総点検」を行い、その結果、私の違法状態がようやく是正されることに。しかし、日赤は是正するどころかSSとの労働者派遣契約を一方的に打切り。09年9月2日、この流れで私は業務中に日赤から「9月末日をもって期間満了」と直接電話で告げられました。事実上の解雇通告です。日赤が私を直接雇用にしようとしていたのは事実です。しかし、SSは派遣労働者の業務点検のための巡回を一切しておらず（この点は原審証人尋問でも明らかになりました）、その上「廣瀬さんは廣瀬さんでなく、人格でなく、うちのスキルだ。うちの利益だ。手放したくない。日赤さんには思惑がある。違約金、移籍金が必要だ…」等、直接雇用を妨害した不法行為もあります。派遣制度の「搾取構造」をほとんど味わった事件と言えます。三面関係は不成立でした。

## ■厚労省も各労働局も裁判所も認定した派遣法違反、その結果の和解

事実上の解雇後、私は、一般業務でありながら、契約に派遣受入期間制限が無い専門業務派遣と偽って働くかされていた事実を根拠として、法的に雇用が守られる立場であると神奈川労働局に申告しました。その結果、10年3月1日厚労省と東京労働局からSSに事業改善命令が、また同年3月16日神奈川労働局から日赤に是正指導が行われました。SSの行政処分は「専門26業務派遣適正化プラン」の第一号事案となり、労働行政から報道され、メディアでも繰り返し報道されました。これを受けた日赤は、10年4月中に、当時の就労中の派遣社員12名を直接雇用に切り替えましたが、労働局申告をした私においては路頭に迷わせたままでした。本来、私は就労中に直接雇用を約束されており、法的にも日赤から「直接雇用の申し込み」をされるべき立場にありました。また、申告者に対し、法的に不利益な取り扱いをしてはならないという罰則規定もあります。私は、日赤との間に明示・黙示の労働契約があったとして、10年12月、地位確認を求めて東京地裁に提訴しました。しかし、14年4月、東京地裁は、日赤の一連の派遣法違反と同一業務での従事を認めたものの、地位確認訴訟として敗訴の不当判決。私は、これを不服とし東京高裁に控訴し、14年5月より約1年間を控訴審に費やしてきました。4回の弁論期日と職権和解を継続しながら、そして今年3月26日に和解成立しました。日赤の上司から勤務中の貢献に対し感謝を述べていただき、日赤とSSから解決金が支払われる形となりました。これは、派遣法違反の常用代替を就労当初から解消するよう働きかけてきた結果の表れと評価しています。

## ■女性の活躍—直接雇用し現場で働きながら子育てできる環境！

日赤の職場では、私の労働局申告により、派遣社員の直接雇用化や正社員化が実現しました。同時に非正規雇用の正社員化も推進され、雇用環境が改善されています。私が申告するまでは前例が全くありませんでした。派遣社員から直接雇用になって産休を取得している女性もいます。使命ある仕事を続けながら出産育児をする、まさに私の願いそのものです。最後に、違法行為を行った法人企業は、声を上げている者に真っ直ぐ向き合い対応してこそ本物。世間も注目します。本人が救われないという課題や派遣制度の諸課題はまだまだ積み残したままで。今なお闘う仲間と手をつないでこの後も途を切り拓いていきたい。



## 勝利判決…しかし不十分判決に納得できず、控訴しました！

### ○ご支援お礼

裁判傍聴、署名行動等、たくさんのご支援をいただきまして、大変ありがとうございます。3月26日金沢地裁で判決が言い渡されました（既報/均等ニュースNo.48）。

男女差別を認定し労基法4条違反とした判決を受けたことは、勝訴と評価致しております。被告会社のようにコース別雇用管理制度とは形だけで、実態は男女別雇用管理であり、女性差別賃金を隠ぺいする道具に使っている企業に警鐘を鳴らすことにつながればと願います。また、職場で差別を受け辛い思い、悔しい気持ちを抱えている女性に何らかのメッセージが伝わればいいなあと思います（私が住友3メーカーの裁判記事を大切に保管していたように）。

提訴してから3年半、段階ごとに裁判所から和解を勧められましたが、この裁判は私だけの裁判ではない、男女差別を受けている全ての女性に通じているという強い思いから、判決をいただきたいと思ってきました。やっと判決にたどり着けたというのが実感です。

### ○労働基準法4条違反を認定

判決は「本件コース別雇用制における総合職と一般職の区別が、実態において男女の区別であったとの推認を覆すだけの事情は認められず、実質的に男女別の賃金表が適用されていたということができ、それを特段の検討を加えることなくそのまま原告に適用したものであって、かかる取り扱いは労働基準法4条に違反するものというべきである」と明確です。

このように、東和工業のコース別雇用管理制度は名ばかりで、実態は男女別の二本建て賃金であると差別を認定しました。労基法4条違反を正面から認めたことは、大いに評価できます。

また、判決は「労働基準法4条違反の不法行為における原告の損害は、原告が一般職の賃金表に基づき現に支払っていた賃金と、総合職の賃金表の適用があるとすれば原告が得られる賃金との差額であるというべきである」として、年齢給差額（198万円）+慰謝料（100万円）等、合計約441万円の支払いを命じました。年齢給差額は、総合職との格差分全額ですので評価できます。

### ○職能給格差損害は認定せず

しかし、「職能給差額0円」とし、賃金の基本給のうち、年齢給だけ総合職との格差分を損害と認め、職能給については損害を認めませんでした。

判決は「職能給は、被告による労働者の業務遂行能力に対する評価を前提にするものであるところ、原告が総合職として処遇されていれば原告が主張する等級評価を受けていたとの蓋然性までを認めるに足りないから、職能給についての損害を認めるには至らない」（以上全文）と判示しました。

労基法4条違反と差別を認めたにもかかわらず、職能給の差額が認定されなかつたことは、矛盾し、混乱しています。格差を生じた職能給が認定されなかつたことは不当です。

### ○消滅時効の適用

消滅時効の援用を主張した会社側の主張を認めたことも納得できません。判決では、コース導入後の10年間のうち、7年分の総合職との差額相当額が時効で認定されませんでした。「7年間女性差別がなかったのか」と司法に憤りを感じます。男女差別を認定したならば、実質の賃金差額は損害として全面的に認めることが道理のはずです。賃金差別裁判の多くの先輩原告たちは、消滅時効で苦汁をなめさせられてきました。この点の突破は大きな課題です。

### ○控訴のポイント

控訴審では、職能給差額の認定を勝ち取りたいと思います。また、コース導入以降の10年分の経済的、精神的損害の全面的回復を図りたいと思います。引き続き、控訴審での闘いにもご支援をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上

# 報告集会 6. 20

## 介護は「女の仕事」？－聞いてください！生の声 ～125人へのインタビュー～

近年、高齢化が進む中、働き続けながら介護せざるを得ない状況が広がっています。介護休業制度や介護離職についてマスコミも発信するようになりました。男性介護者が増えていることも影響していますが、実態はどうでしょうか？いまだに介護は「女性の仕事」と位置付けられ、女性労働者が介護のために離職を余儀なくされているのではないか？介護休業制度は機能しているのだろうか？などいろいろな疑問を解明するために、私たちは全国の仲間たちの協力を得て、北海道から沖縄までの全地域で、直接インタビューによる実態調査を行い、読みごたえのある報告書を作成しました。

報告集会では、介護を担ってきた当事者から発言をいただきます。参加者のみなさんと共有し、介護休業制度や介護保険制度の改善につなげていければと思っています。

多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

●日 時 6月20日(土)18:00～20:00

●ところ 文京シビックセンター3F会議室AB

文京区春日 1-16-21 TEL 03-3812-7111

東京メトロ丸の内線、南北線後楽園駅・徒歩1分  
都営地下鉄三田線・大江戸線春日駅・徒歩1分  
JR総武線水道橋駅（東口）徒歩9分

●内 容

- ・インタビュー調査取組みの報告
- ・当事者からの報告
- ・政策提言
- ・意見交換・交流

●参加費 報告書付きで 1,000 円  
(報告書持参の方は 300 円)

報告書 頒価 800 円

介護は「女の仕事」－ 聞いてください 生の声

～125人へのインタビュー～



均等待遇アクション21

主催：連絡先 均等待遇アクション21

TEL&FAX:03-5689-2320

Email:kintou21@siren.ocn.ne.jp

# 「女性の仕事と介護」実態調査 報告書ができました！

## 介護は「女の仕事」？一聞いてください！生の声 ～125人へのインタビュー～

介護は「女の仕事」？一 聞いてください 生の声  
～125人へのインタビュー～



均等待遇アクション21

近年高齢化が進む中、働き続けながら介護せざるを得ない状況が広がっています。いまだに介護は「女性の仕事」と位置付けられ、介護を抱えた女性労働者は大半が離職を余儀なくされています。介護休業は実際には取得率が低く、制度として機能しているとは言えません。私たちは全国の仲間たちの協力を得て、北海道から沖縄までの全地域で、直接インタビューによる実態調査を行いました。とても充実した報告書です。

ぜひご活用下さい。

下記の注文書でお申込み下さい。  
郵便、FAX、メールでのご注文は均等待遇アクション21  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-2 東真ビル3F  
FAX 03-5689-2320  
E-mail [kintou21@siren.ocn.ne.jp](mailto:kintou21@siren.ocn.ne.jp)  
\* 代金は、発送時に郵便振込み票を同封いたしますので、郵便局にてお振込みをお願いいたします。

### -----注文書-----

介護は「女の仕事」？ 一聞いてください！生の声 ～125人へのインタビュー～	氏名
	住所
額価 800円 冊	TEL
	E-mail
郵便振込口座番号 00130-7-647497	加入者 均等待遇アクション21

送料：1冊 100円、2~3冊まで 200円、4冊以上は実費